

**緊急雇用創出事業基金事業（地域人づくり事業）**  
**「愛知産ジビエ利活用促進人材育成事業」 事業委託先募集要項**

**1 事業の目的**

愛知産ジビエの利活用促進のため、新たに失業者を雇用しOFF-JTとOJTを組み合わせた人材育成事業を委託することにより、愛知産ジビエの利活用促進のための人材を育成することを目的とする。

なお、本事業は「緊急雇用創出事業基金事業（地域人づくり事業）」として、失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援又は短期の雇用機会を提供した上で行う、地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を目的としている。

**＜本事業における愛知産ジビエの定義＞**

県内で捕獲され、県内の食品営業許可（食肉処理業）を受けた処理場で処理されたイノシシとニホンジカの肉のこと。

**2 事業の内容**

受託者は、愛知産ジビエの利活用促進の人材の育成に当たっては、以下の業務に基づき必要な知識・技能を身につけさせることとし、必ずOFF-JTとOJTを行うものとする。

**(1) OFF-JT**

OFF-JTとして、以下の研修を実施することとする。

- ア 折衝・交渉能力研修
- イ 企画立案能力研修
- ウ 調整・合意形成能力研修
- エ 情報発信能力研修
- オ その他、人材の育成に当たって受託者が必要と考える研修

※ OFF-JTの定義

通常のプロダクション活動と区別して業務の遂行の課程外で行われる職業訓練をいう。

**(2) OJT**

OJTとして、以下の業務を実施することとする。

**ア 販路開拓業務**

愛知産ジビエの利活用促進を図るため、愛知産ジビエを使った料理を提供する飲食店を増加させる及び継続して使用させるための販路開拓を行う。

なお、業務の一つとして「ジビエ・グルメ・グランプリ2015（仮称）」を開催すること。

**イ 消費拡大PR業務**

県内で開催されるイベントへ出展し、愛知産ジビエの消費拡大をPRするとともに、アンケート調査を行う。

なお、平成27年9月に久屋大通公園久屋広場（名古屋市中区）開催される予定の「ふるさと全国県人会まつり」へのブース出展が可能となった場合は出展し、愛知産ジビエを使った試食品を配布し消費拡大のためのPRを行うとともに、アンケート調査を実施することとする。

ふるさと全国県人会まつりに出展できない場合は、都市地域で開催され、県農

林水産部が主催若しくは主催者の一部でないイベントへ出展し、愛知産ジビエを使った試食品を配布し消費拡大のためのPRを行うとともに、アンケート調査を実施することとする。

また、県が主催若しくは主催者の一部であるイベント（「あいちの農林水産フェア」等）に出展できる場合は、できる限り出展し、愛知産ジビエを使った試食品を配布するなどの消費拡大のためのPRを行うとともに、アンケート調査を実施することとする。

実施したアンケート調査は集計・分析し、県（以下、「委託者」という。）へ報告することとする。

ウ 情報発信業務

販路開拓業務や消費拡大PR業務の成果等をホームページ等で公開し、広く県民のジビエ需要を喚起する。

エ その他、人材の育成に当たって乙が必要と考える業務

※ OJTの定義

適格な指導者の下、受託者等が行う業務の遂行の課程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識を習得するための職業訓練をいう。

### 3 提出物品、提出期限、提出場所

(1) 提出物品

提出する物品は次のとおりとする。

ア 人材育成・就業支援実績報告書（5号様式）

イ 雇用・就業実績報告書（6号様式）

ウ 委託業務完了報告書（7号様式）

エ 委託事業の内容をまとめた報告書（A4縦版、両面印刷、様式自由）1部及び、そのデータをCD-ROM等の記憶媒体に収録したもの

(2) 提出期限

平成27年12月31日までに提出すること。

なお、提出に当たっては、監督員と事前にその内容について十分に調整を図ること。

(3) 提出場所

愛知県農林水産部農業振興課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

### 4 事業実施の要件

本事業は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行うため、「緊急雇用創出事業等実施要領」に規定する要件を遵守するほか、委託者が定める要件に基づいて実施するものとする。

主な要件については、以下のとおり。

(1) 基本的な事業要件

ア 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が50.0%以上であること。

イ 新規雇用失業者は3人以上とすること。

ウ 新規雇用失業者の雇用にあたっては、雇用通知書や雇用契約書など書面により行うとともに、労働諸法を遵守すること（例：完全歩合（完全出来高）は認められません）。

エ 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設

定すること。

オ 受託者に対する委託料の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む）との併給はできないものとする。

カ 受託者が緊急雇用創出事業等実施要領に規定する要件及び委託者が定める要件等の諸条件に違反した場合には、委託者は当該委託契約の一部又は全部を解除し、受託者に対し委託料を支払わない若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合があること。

キ 委託事業の再委託は原則として不可とするが、事業の遂行上、委託者が必要を認める場合は可能であること。

ク 受託者は、委託事業の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

ケ 受託者は、委託事業に係る以下の書類を他の業務のものと区分して整備するとともに、委託者からの求めに応じて、関係書類（委託業務に係る経費内訳書及び会計帳簿類、新規雇用失業者の雇用に関する関係書類（求人票、紹介状、履歴書等）、委託業務に係る労働関係帳簿（労働者名簿、賃金台帳、労働時間を適正に把握するための帳簿（出勤簿等）、委託業務に従事する全労働者の業務従事記録（業務日誌（勤務日、勤務時間、従事内容を記載した記録）等）の閲覧、写しの提出等の義務を負うこと。

コ 受託者は、4(2)オの関係書類を平成33年度まで保管する義務を負うこと。

サ 受託者は、契約締結後速やかに1号様式「人材育成・就業支援計画」及び2号様式「雇用・就業計画書」を作成し、委託者に提出しなければならない。また、必要に応じて委託者が雇用状況等の調査を行う場合には協力すること。

シ 受託者は、委託者から本契約における人材育成・就業支援の実施状況に関する報告を求められた場合は、速やかに3号様式「人材育成・就業支援状況報告書」及び4号様式「雇用・就業実施状況報告書」を提出しなければならないこと。

ス 受託者は、受託事業を完了したときは、速やかに本受託事業の成果を記載した5号様式「人材育成・就業支援実績報告書」、6号様式「雇用・就業実績報告書」、7号様式「委託業務完了報告書」及び委託事業の内容をまとめた報告書を作成し、委託者へ提出しなければならないこと。

## (2) 新規雇用失業者の雇用に関する要件

ア 受託者は、新規雇用する予定の失業者の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申し込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図ること。

### ※ 失業者

労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者のことをいう。なお、登録型派遣労働者であって、常用雇用に向けて仕事を探していることを常態とする場合は、失業者に該当する取扱とする。

イ 受託者は、失業者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うこと。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務履歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によること。

ウ 新規雇用失業者の雇用期間は4か月以上1年以内とし、更新は不可（東日本大

震災等による被災求職者を除く) とすること。

また、新規雇用失業者(被災求職者を除く)が、過去において他の地域人づくり事業により雇用された期間と通算して1年以内となること。

※ 被災求職者

青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者のことをいう。

エ 新規雇用失業者の勤務予定日数は少なくとも月平均15日以上とすること。

オ 新規雇用失業者の勤務予定時間は少なくとも日平均6時間以上とすること。

カ 新規雇用失業者については、極力、県内の失業者とすること。

キ 受託者は、契約書に記載した新規雇用失業者の雇用期間を実績において下回らないよう最大限の努力を払う義務を負うこと。

ク 受託者は、新規雇用失業者を雇用する全期間にわたって、必要な人材の育成が図られるよう努めなければならないこと。

ケ 受託者は、新規雇用失業者の雇用期間終了後においても、引き続き雇用するよう努めること又は委託事業での経験を活かし他社への雇用・就業が円滑に進むよう、新規雇用失業者の支援に努めなければならないこと。

## 5 応募資格

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 事業を円滑に推進するため、県内に主たる事務所を持つ者であること。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 応募日現在において、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと、また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れ、その他の契約にかかる指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。

## 6 募集期間

平成27年1月20日(火)から平成27年2月10日(火)まで

## 7 契約方法

事業実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務基本仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、仕様書を作成し、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

## 8 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

17, 119, 543円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則129条の2の規定により、契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、同規則129条の3の規定に該当する場合は、全額を免除する。

(4) 契約期間

契約締結日（平成27年2月下旬予定）から平成27年12月31日（木）までとする。

(5) 委託料の対象経費

ア 人件費

受託者の既雇用者、新規雇用失業者に支払われる人件費で、対象経費は以下のとおりとし、受託者の諸規定に基づき支払うものとする。

(ア) 給与等

本事業に従事する受託者の既雇用者及び新規雇用失業者に支払われる給与や賃金、受託者の既雇用者が登録型派遣労働者である場合の人材派遣会社に支払われる派遣料に0.7を乗じた額（委託業務以外の業務にも従事させている場合は按分して計上すること）

(イ) 通勤手当

新規雇用失業者に支払われる通勤手当、受託者の既雇用者の本来業務勤務場所とOJT実施場所が異なる場合のOJT実施場所への通勤手当、受託者の既雇用者が本事業に専従した日の通勤手当

(ロ) 法定福利厚生費

本事業に従事する受託者の既雇用者及び新規雇用失業者の法定福利厚生費（雇用保険料、労災保険料、健康保険料、厚生年金料、介護保険料）の事業主負担分

(ハ) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

イ 物件費

本事業の実施に必要な物件費。

ただし、事業を実施する場合に必要な機器等は、原則リースあるいはレンタルで対応すること。なお、締結する契約においては透明性を確保し、契約期間終了後は物件を返還する契約とすること。

(ア) OFF-JT費

OFF-JTに係る経費

a 研修機関でのOFF-JTの場合

新規雇用失業者の研修機関への入学料（入学料、登録料）、授業料（講座受講料、実習費等）、教科書代や教材費、研修機関に通うための旅費、通信制講座の受講に必要な通信費、受講に係る宿泊費、研修機関より貸与されるパソコン等器財のレンタル費 等

ただし、受験料や免許登録に係る費用（受験会場までの旅費含む）は対象外とする。

b 受託者自ら行うOFF-JTの場合

外部講師に係る謝金及び旅費、新規雇用失業者の旅費、教材費、研修に必要な資材に係る費用 等

ただし、謝金の算出においては、委託者の謝金規定によること。

(イ) ○ J T 費

受託者の既雇用者が指導に当たる間の当該雇用者の賃金、新規雇用失業者が○ J Tで使用する資材に係る費用（旅費、賃借料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等） 等

(ウ) 事務雑費（間接費）

上記に掲げた経費を除く、事務に要する経費

(エ) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

(6) 委託料の支払方法

原則、精算払いとするが、必要に応じて概算払いを認めることとする。

## 9 その他

(1) 企画提案の内容に基づく見積額は、契約時にいたって同じ条件の下で、その額を超えることは認めないこととする。

(2) 提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

(3) 受託者は、本事業の実施にあたり、委託者と十分な打ち合わせを行うとともに、作業の進捗状況を適時、委託者へ報告すること。

(4) 受託者は、事業の遂行上必要と認められるものであって、本要項の解釈に疑義が生じた事項及び要項に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。

(5) 受託者は、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

(6) 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。

(7) 委託者職員は、随時本事業の事業に立ち会うことができるものとする。

(8) 本事業において、下記の通年で愛知産ジビエを取り扱っている事業者以外の愛知産ジビエを使用する場合は、その肉を解体処理した処理場事業者の食品営業許可証（食肉処理業）を受託者の責任において確認する。この場合は、食品営業許可証の写しを委託者へ提出すること。

＜通年で愛知産ジビエを取り扱っている事業者＞平成26年4月1日現在

NPO法人中部猟踊会（ちゅうぶりょうようかい）

住所：岡崎市夏山町字外田2-6

電話：0564-82-3638

株式会社三河猪家（みかわししや）

住所：新城市矢部字広見53番地5

電話：0536-22-4429

## 10 応募方法等

### (1) 企画提案書等の提出

本事業の受託を希望する事業者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式1）：8部（正1部、写し7部）

(イ) 添付書類：各8部

○定款又は寄付行為

○法人の概要がわかる資料

- 決算報告書（直近2か年）
- 国税及び地方税の滞納がないことの証明書
- 諸規定（委託料対象経費の積算基礎となるもの）

イ 提出期限

平成27年2月10日（火） 午後5時（必着）

募集期間の受付時間は、土日及び祝日を除く、午前9時から午後5時とする。

※ この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受付することができない。

ウ 提出方法

持参若しくは郵送等で提出する。

※ 郵送等の場合は、配達都合で期限時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。

(2) 企画提案書作成上の注意

ア 企画提案書は、別添様式1記載例の朱書きに留意して、わかりやすく簡潔に記載する。

イ 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案は1事業者1案とする。

エ 提出書類は返却しない。

(3) 応募に関する問い合わせ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農林水産部農業振興課農村対策グループ

担 当：永井、後藤

電 話：052-954-6406（ダイヤルイン）

ファックス：052-954-6930

E-mail：nogyo-shinko@pref.aichi.lg.jp

※ 応募に関する問い合わせは、ファックス又は電子メールとし、質問に対する回答は農業振興課ホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/nogyo-shinko/>）に掲載する。

なお、ファックスの送り状、電子メールの件名等に「愛知産ジビエ利活用促進人材育成事業に係る質問」と明記すること。

## 11 公募説明会の開催

(1) 開催日時

平成27年1月28日（水） 午後1時30分から午後3時まで

(2) 開催場所

愛知県庁 西庁舎 5階 海区漁業調整委員会室

(3) 申し込み期限

平成27年1月27日（火） 午後5時

(4) 申し込み方法

「事業者名」「出席者氏名」「事業所住所」「事業所電話番号」「事業所ファックス番号」「事業所電子メールアドレス」を明記の上、ファックス又は電子メールで申し込むこと。

なお、ファックスの送り状、電子メールの件名等に「愛知産ジビエ利活用促進人材育成事業説明会」と明記すること。

また、各事業所の出席者数は最大2名とする。

(5) **その他**

出席者は、「11 その他」に記載の県 Web サイトに掲載している書類をプリントアウトし持参すること。

なお、この説明会に出席することが応募の必要条件とはならない。

**12 提案の審査・選定等**

(1) **審査方法**

提出された企画提案書について委託者が設置する審査委員会により審査・選定を行う。

なお、審査委員会の構成員氏名等については公表しない。

(2) **審査委員会**

開催する審査委員会において、企画提案者からプレゼンテーションを行うこととする（企画提案者1者当たり説明10分、質疑応答10分を予定）。

なお、審査委員会を下記により開催する。

ア 開催日時

平成27年2月17日（火） 午前10時から

※ 企画提案者は、自己のプレゼンテーション時間のみの入室。

時間については、おって電子メール等で連絡する。

イ 開催場所

愛知県庁 西庁舎 5階 海区漁業調整委員会室

ウ 集合場所

愛知県庁 西庁舎 5階 農林水産部農業振興課

エ その他

審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないこととする。

(3) **予備審査**

企画提案書の応募件数が5件を超えた場合は、審査委員会を円滑に行うため、審査委員会の審査に先立ち、予備審査会を行う。

ア 予備審査会の構成員

愛知県農林水産部農業振興課に属する職員

なお、予備審査階の構成員氏名等については公表しない。

イ 審査方法

(ア) 企画提案書等についての書面審査を行う。

(イ) 審査基準等については審査委員会に準じて行う。

(ウ) 応募のあった企画提案書について、順位を付け、上位5件を審査委員会へ付議する。

(エ) 予備審査会の結果は、審査委員会での審査に影響を及ぼさないものとする。

(オ) 予備審査の審査結果については、すべての提案者に対し、郵送で通知する。

なお、予備審査を実施しない場合は、通知しない。

ウ その他

予備審査は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないこととする。

(4) **審査基準**

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。



ア 事業の実現性・実効性について

(ア) OFF-JT及びOJTの実施体制等

(イ) 企画提案者の事業基盤

イ 提案内容の優良制について

(ア) OFF-JTの実施方法

(イ) OJTの内容

ウ 経費積算の妥当性について

(5) **決定**

審査委員会の審査結果を踏まえて、委託者が採択提案を決定する。

(6) **通知**

審査結果については、すべての提案者に対し、郵送で通知する。

13 **スケジュール（予定）**

|       |           |             |
|-------|-----------|-------------|
| 平成27年 | 1月20日（火）  | 企画提案書の公募開始  |
| 平成27年 | 1月28日（水）  | 公募説明会       |
| 平成27年 | 2月10日（火）  | 企画提案書の提出期限  |
| 平成27年 | 2月17日（火）  | 審査委員会による審査  |
| 平成27年 | 2月下旬      | 契約締結        |
| 平成27年 | 12月31日（木） | 事業完了、報告書の提出 |